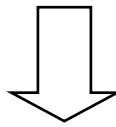


福岡市旅館等設置規制指導要綱による手続きの流れ

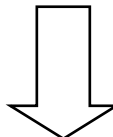
- ◆確認申請や旅館業営業許可申請等の手続きの前に、まずは本要綱の協議が必要です。
計画公開から協議完了まで約2か月かかりますので、日数に余裕をもって手続きをお願いいたします。
- ◆近年相談件数が非常に増加しております。
来庁される際は必ず事前に電話で予約をしてお越しく下さい。

旅館等の建築等を計画する建築主



1 計画の公開(第3条)

- (1) 建築等の計画概要を記載した標識(様式第1号 90×180 cm)を30日以上設置
 - 設置後、速やかに電話にて報告
 - 設置期間：協議書を提出しようとする日の30日前の日から建築等の完了の日まで
- (2) 周辺住民、町内会長等への説明(了解を得よう努める)
 - 説明事項(必要な図書を用いて行う)
 - ・ 営業方針その他営業に関する事項
 - ・ 敷地の形態、建築物の配置、規模、構造、用途その他設置計画に関する事項
 - ・ 工事の期間、方法及び安全対策に関する事項
 - ・ その他市長が必要と認める事項
 - 説明範囲
 - ・ 周辺の住民、建物・土地の所有者及び管理者
(旅館等の敷地境界線からの水平距離が15メートル以下の範囲にその全部又は一部がある建物が対象)
 - ・ 町内会長
 - 説明方法
 - ・ まずは対面による説明を行い、状況に応じて電話説明、資料投函を行う。
 - ・ 必要に応じ(例：住民からの要望があった場合など)説明会を開催。
- (3) 近隣住民との間に紛争が生じた場合は、誠意を持って自主解決に努める

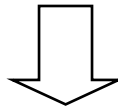


標識設置から 30日経過後

例) 7月7日設置→8月6日以降提出

2 協議書(様式第2号)の提出(第4条) 【正1通、副3通】

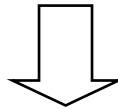
- 添付書類 (1)計画公開報告書(様式第3号)
(2)計画説明結果報告書(様式第4号)
(3)付近見取図
(4)配置図
(5)各階平面図(面積が入ったもの)
(6)立面図(4面以上、彩色)
※彩色のものがない場合は外観パース図
(7)広告物、屋外照明設備等の図面
(8)営業方針及びフロント業務の方針
※フロントなしの場合は管理事務所の住所と地図が分かるように
(9)その他市長が必要と認める図書
- ・各階表
 - ・外観写真や検査済証(既存の建物の場合)



協議に約2～3週間かかります

3 市長の判定(第5条)

○別表に掲げる要件をすべて満たすもの → ラブホテル類似施設には該当しない



建築確認申請書に協議済みの裏書証明

建築確認申請等の手続きへ